

食品表示一元化の議論と課題

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 786 (2013. 4. 25.)

- はじめに
- I 現状と一元化に向けた議論
 - 1 食品表示制度の現状
 - 2 一元化に向けた議論
- II 新たな食品表示制度案について
 - 1 制度案のイメージ
 - 2 制度案のポイント
- III 残された主な課題
- 1 中食・外食、インターネット販売等の取扱い
- 2 遺伝子組換え食品、食品添加物の表示
- 3 加工食品の原料原産地表示
- IV 諸外国の食品表示制度の動向
 - 1 世界的な改善の方向性
 - 2 諸外国の事例
- おわりに

我が国の食品表示制度は、複数の法律にまたがり、消費者、食品事業者の双方にとって分かりづらいつと指摘されてきた。改善を求める声は以前から大きかったが、平成 21 年 9 月の消費者庁設立を機に、各省に所管されていた法律の食品表示に係る部分が消費者庁に移管されることになった。さらに複数の法律を一元化する方針が「消費者基本計画」に盛り込まれた。平成 23 年 9 月には消費者庁に「食品表示一元化検討会」が設置され、同検討会がまとめた報告書などを受けて、新たな法律案が平成 25 年 4 月 5 日に国会に提出された。

しかしながら、加工食品の原料原産地の表示拡大や中食・外食における表示の取扱いなど、法案提出の段階では結論が先送りになった論点も多い。今後も検討が続けられるが、消費者庁には表示の変更に伴うメリット、デメリットも含め消費者と事業者双方への丁寧な説明が求められるであろう。

農林環境課

ほんだ のぶあき
(本田 伸彰)

調査と情報

第 786 号

はじめに

食品に記載される種々の表示は、我々が商品を選択して購入する際の手掛かりの1つである。しかしながら、我が国における食品の表示制度は複数の法律にまたがり、消費者、食品事業者の双方にとって分かりづらく、以前から改善を求める声は大きかった¹。

こうした中、平成21年9月の消費者庁設立を機に、各省に所管されていた法律の食品表示に係る部分が消費者庁に移管され、さらに複数の法律を一元化する方針が「消費者基本計画」²（平成22年3月閣議決定、平成23年7月と平成24年7月に一部改定）に盛り込まれた。平成23年9月には、有識者等により構成される「食品表示一元化検討会」が消費者庁に設置されて議論が重ねられ、平成24年8月に検討会の報告書³がまとめられた。この報告書などを受けて、平成25年4月5日に「食品表示法案」（第183回国会閣法第44号）が国会に提出された。

本稿では、検討会の報告書やその後公表された法律案の関連資料などを基に、新たな食品表示制度をめぐる議論を紹介し、残された課題や諸外国における状況等についても概説する。

I 現状と一元化に向けた議論

1 食品表示制度の現状

食品の表示に関係する主な法律には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号、以下「JAS法」）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号、以下「米トレーサビリティ法」）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号、以下「景品表示法」）、計量法（平成4年法律第51号）、健康増進法（平成14年法律第103号）などがある⁴（表1）。

それぞれの法律の背景や目的から、食品に表示すべき項目や表示のルールが定められており、一般に食品の表示は複数の法律により規定された項目が混在したものとなっている。例えば、ある加工食品の表示について、原材料名はJAS法、食品添加物名は食品衛生法、賞味期限はJAS法と食品衛生法、栄養成分表示は健康増進法など、様々な法律が複雑に関係している（図1）。

¹ 食品の表示が分かりにくいという声は50年近く前からあり、昭和43年に消費者基本法の前身である消費者保護基本法の法案が国会で審議された際にも言及されていた（第58回国会衆議院物価問題等に関する特別委員会議録第6号 昭和43年4月15日；伊藤蓮太郎「食品表示法（仮称）は関連3法の一本化ではなく食衛法とJAS法の表示基準を統合した新法を」『月刊フードケミカル』28(4), 2012.4, pp.50-61等を参照）。

² 消費者庁「消費者基本計画」（平成22年3月30日閣議決定（平成23年7月8日一部改定）（平成24年7月20日一部改定））<<http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/120720keikaku.pdf>>（本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2013年4月16日である。）

³ 消費者庁「食品表示一元化検討会報告書」（平成24年8月9日）<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/120809_1.pdf>

⁴ これらの他にも、食品への医薬品的な効能の表示を禁止する「薬事法」（昭和35年法律第145号）や、誤認表示を禁止する「不正競争防止法」（平成5年法律第47号）なども、食品の表示に関係する法律といえる。

表1 食品表示に関する主な法律

法律名 (所管省庁)	表示等の主旨	表示対象食品	表示すべき事項等
食品衛生法 (厚生労働省、消費者庁)	飲食による衛生上の 危害発生の防止	容器包装に入れられた加工食品（一部生鮮品を含む）、鶏卵	名称、食品添加物、保存方法、消費期限又は賞味期限、製造者氏名、製造所所在地、遺伝子組換え食品、アレルギー食品、保健機能食品に関する事項等
JAS法 (農林水産省、消費者庁)	品質に関する適正な表示、消費者の商品選択に資するための情報表示	すべての生鮮食品、容器又は包装された加工食品	名称、原材料名（食品添加物を含む）、原料原産地名、内容量、消費期限又は賞味期限、保存方法、原産地（輸入品の場合は原産国）名、製造者又は販売者（輸入品にあつては輸入者）の氏名又は名称及び住所、遺伝子組換え食品、有機食品に関する事項、その他食品分類ごとに品質表示基準が定められている場合はその項目
健康増進法 (厚生労働省、消費者庁)	栄養の改善及び健康の増進のため	加工食品等に日本語で栄養表示する場合 特別用途食品	栄養成分の量、熱量 商品名、許可を受けた表示の内容、許可証票、栄養成分量、熱量及び原材料の名称等
	健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告等の禁止	食品として販売される物	(健康保持や増進の効果について著しく事実に相違する表示、又は著しく人を誤認させるような表示の禁止)
米トレーサビリティ法 (農林水産省、消費者庁)	米穀等の適正かつ円滑な流通の確保と産地情報の伝達	一般消費者に販売される米飯類、もち、米菓等、外食店等で提供される米飯類	産地情報（「国産」や都道府県名等、輸入品の場合は生産国名）
景品表示法 (消費者庁)	虚偽、誇大な表示の禁止	すべての食品	(内容等について、実際より優良や有利であると誤認するような表示の禁止)
計量法 (経済産業省)	適正な計量の実施を確保	容器包装に密封された特定商品	内容量、表記者の氏名又は名称及び住所

(出典) 全国食品安全自治ネットワーク食品表示ハンドブック作成委員会編『暮らしに役立つ食品表示ハンドブック（第4版）』群馬県，2011；食品表示研究会編『食品表示 Q&A—制度の概要と実務に役立つ事例（4訂）』中央法規出版，2010等を基に筆者作成。

図1 現行の法令による表示例（スナック菓子の場合）

名 称	スナック菓子		
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油脂、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム		
内容量	50g	賞味期限	容器の底面に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。		
販売者	〇〇株式会社 HH △県□市〇〇1-2-3		

栄養成分（1パック 50g 当たり）			
エネルギー	256kcal	炭水化物	29.7g
たんぱく質	3.1g	ナトリウム	168mg
脂 質	15.6g	食塩相当量	0.8g

(注) 下線は、基づく法律（JAS法、食品衛生法、JAS法と食品衛生法の両方）。なお、「栄養成分」の表示は健康増進法に基づく。販売者の「HH」は製造所固有記号。
 (出典) 消費者庁「食品表示に関する制度について」(平成23年11月)等を基に筆者作成。

2 一元化に向けた議論

(1) これまでの経緯

食品表示制度の見直しをめぐる近年の議論としては、厚生労働省と農林水産省が平成 14 年 6 月に「食品の表示制度に関する懇談会」を設置し、表示制度の問題点の洗い出しや改善に向けた検討を行っている。同年 8 月の中間取りまとめでは、表示制度の課題として、複数の法律により規定され一覧できない点や、監視体制や是正措置が制度により異なり連携が不十分な点などが挙げられた⁵。

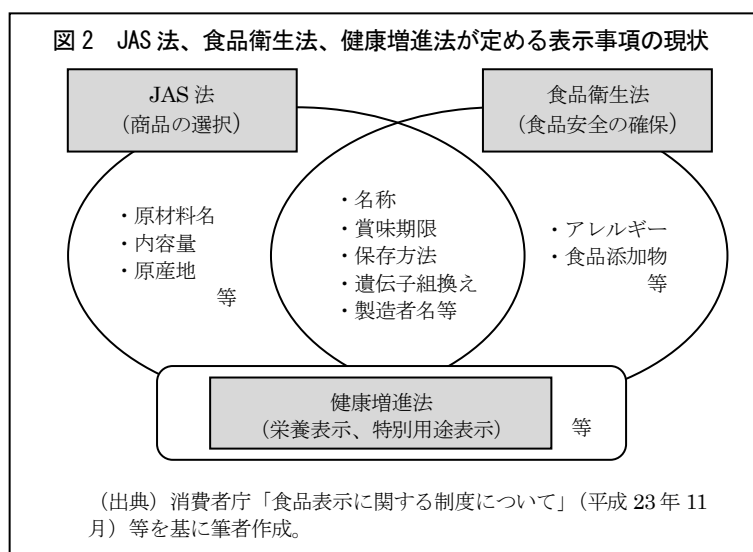
また、懇談会の提言を受けて平成 14 年 12 月には、厚生労働省と農林水産省が共同で食品表示のルールを審議、決定する「食品の表示に関する共同会議」が設置され、消費者庁設立前の平成 21 年 8 月まで 45 回にわたり会合が開かれた。これらの議論を通じて、期限に関する表示の統一など、食品表示の煩雑さは徐々に改善されたものの、表示制度を一元化するまでには至らなかった⁶。

その後、平成 21 年 9 月に消費者庁が設立され、各省に所管されていた法律の食品表示に関する部分に移管され、組織面での体制は整うことになった⁷。また、平成 23 年 7 月に一部改定された「消費者基本計画」(平成 22 年 3 月閣議決定) では、複数の食品表示に係る関係法令を統一的に解釈、運用を行うとともに、一元的な法律について平成 24 年度中の法案提出を目指すこととされた。

(2) 食品表示一元化検討会

これらの経緯を踏まえて消費者庁は、平成 23 年 9 月に消費者団体や食品業界団体の関係者、学識経験者など 16 人から構成される「食品表示一元化検討会」(座長は宮城大学特任教授の池戸重信氏)を立ち上げた。

検討会では、食品表示に関する複数の法律のうち、すでに消費者庁が表示規制に係る事務を所掌している食品衛生法、JAS 法、健康増進法を一元化検討の対象



⁵ 食品の表示制度に関する懇談会「食品の表示制度に関する懇談会中間取りまとめ (平成 14 年 8 月)」

<http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/pdf/kondan_matome.pdf> 農林水産省ホームページ; 「食品の表示制度に関する懇談会 中間取りまとめの概要」『明日の食品産業』2002(12), 2002.12, pp.54-56; 消費者庁 前掲注(3)等を参照。

⁶ 「食品の表示に関する共同会議」の概要や議論の内容については、以下の資料等を参照した。中川拓馬「わかりやすい食品表示のために一食品の表示に関する共同会議の取組み」『月刊食料と安全』9(6), 2004.6, pp.53-59。

⁷ 表示基準等の企画立案は消費者庁が担当し、執行業務は消費者庁が厚生労働省や農林水産省など関係省庁と連携して実施している。

とし、表示に関する箇所を抜き出して、新たな法律を作る方向で議論が進められた⁸ (図2)。

平成 24 年 3 月には、中間の論点整理に対するパブリックコメントが募集され、同年 8 月には最終的な報告書⁹がまとめられた。

(3) 一元化議論の方向性

一元化検討会では、食品衛生法と JAS 法の間で用語の定義や使われ方が異なるなどの問題点が指摘された。例えば、天日干しの乾燥果実については、食品衛生法では「生鮮食品」、JAS 法では「加工食品」に定義されるなどの違いがある¹⁰。今後、これら用語の統一や整理が検討されることになる。

また一元化の方向性として、現行の表示内容を維持しながらも、できる限り多くの情報を表示するのではなく、より重要な情報が確実に消費者に伝わることを基本に検討が進められた。重要となる情報は、消費者各人によって異なるが、すべての消費者にとって必要だと思われるアレルギーの表示、消費期限、保存方法など食品の安全確保に関する情報が重視された。

II 新たな食品表示制度案について

1 制度案のイメージ

平成 24 年 8 月にまとめられた「食品表示一元化検討会報告書¹¹」などを受けて、平成 25 年 4 月 5 日に国会に提出された食品表示法案の大まかな内容¹²は以下のとおりである。今国会（平成 25 年の第 183 回国会）中に法案が成立すれば、平成 27 年春にも施行される見込みである¹³。

(1) 法律レベル

- 食品衛生法、JAS 法、健康増進法のうち、表示に係る部分を一元化
- 食品表示の適正確保は消費者の権利であることを明記
- 栄養表示の義務化
- 是正措置及び執行体制の整備
- 適格消費者団体による差止請求権の規定
- 公布から 2 年を超えない範囲内で政令が定める日に施行
- 施行から 5 年後に見直す旨の規定

(2) 表示基準（内閣府令）レベル

⁸ 表示に関する規定のほか、食品衛生法は食品の規格基準等、JAS 法は JAS 規格に関する制度、健康増進法は栄養指導や受動喫煙防止に関する制度等も規定しているが、これらの規定はそれぞれの法律に残ることになる。

⁹ 消費者庁 前掲注(3)

¹⁰ このほか、A 社が製造した食品を B 社がバルク（まとまった状態）で仕入れて小分け包装した場合、B 社を食品衛生法では「製造者」、JAS 法では「加工者」とするなどの違いもある。

¹¹ 消費者庁 前掲注(3)

¹² 消費者庁「食品表示法案の骨格」（平成 25 年 4 月）等のほか、消費者庁からヒアリングした内容も参考にした。<http://www.caa.go.jp/soshiki/houan/pdf/130405_houan2.pdf>

¹³ 「食品表示を一元化へ 法案閣議決定」『朝日新聞』2013.4.5、夕刊等を参照。

- 法律ごとに定められている表示基準の整理・統合（表示義務の範囲に変更はない）（表 2）
- 表示に用いる文字サイズ（ポイント数）拡大の検討
- 加工食品の原料原産地表示、遺伝子組換え表示等を法案成立後に新たな場で検討

表 2 内閣府令で規定することが想定される食品表示基準

<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・生鮮食品の原産地 ・原材料名 ・アレルギー（対象物質） ・遺伝子組換え表示（対象品目、表示方法） ・食品添加物（具体的な記載方法） ・内容量 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費期限、賞味期限 ・保存方法 ・輸入品の原産国 ・原料原産地（対象品目） ・事業者の名称及び所在地 ・栄養成分及び熱量（対象成分、表示方法） ・表示に用いる文字の大きさ <p style="text-align: right;">等</p>
---	--

（出典）消費者庁「新食品表示制度のポイント（イメージ）」<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/121101_img.pdf> 等を基に筆者作成。

2 制度案のポイント

新たな制度案の内容のうち、加工食品の栄養成分表示の義務化と適格消費者団体による差止請求権の規定、文字サイズ（ポイント数）の拡大について概説する。

（1）栄養成分表示の義務化

現在、加工食品の栄養成分表示については、健康増進法により任意で表示することが認められている。表示をする際に必須の事項は、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物（又は糖質及び食物繊維）、ナトリウムで、このほか強調したい成分などについて、一定の単位量あたりの含有量を表示する¹⁴。

新たな制度では、原則すべての加工食品と事業者に栄養表示の義務付けが拡大される見込みである。義務化の導入時期は新法施行後 5 年以内を目指し、対象となる栄養成分は義務化導入までに幅広く検討するとされている¹⁵。

義務付け拡大により新たに表示の対象となる、うなぎのかば焼きやローストビーフといった生鮮食品に近い加工食品では、材料の品質が安定しないなどの理由から、栄養成分の変動も大きいことが予想される。そのため、必須の事項で現行 20%以内まで認められている成分の誤差をどこまで認めるのかといった課題もある¹⁶。

（2）適格消費者団体による差止請求権

食品表示法案では、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）や景品表示法を参考に、適格消費者団体による差止請求権の規定が設けられた。これまでは国や自治体などの

¹⁴ 表示する事項は、健康増進法に基づく栄養表示基準により規定されている（「栄養表示基準（平成 15 年 4 月 24 日厚生労働省告示第 176 号、一部改正平成 21 年 12 月 16 日消費者庁告示第 9 号）」<<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin344.pdf>>）。

¹⁵ このほか、現在必須の事項であるナトリウムについて、分かりやすさの観点から食塩相当量を併記することなども検討されている（消費者庁「栄養表示の義務化に向けた検討」（平成 24 年 1 月）等を参照<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/120119shiryo2_1.pdf>）。

¹⁶ 田島眞「食品表示の一元化に向けて」『食品と科学』54(11), 2012.11, pp.59-62; 「加工食品の栄養表示 生鮮原料がネック 内閣府消費者委 基準作りへ検討」『日本農業新聞』2013.1.24.

食品表示監視担当職員が監視を行い、産地の偽装など食品表示に関する違反が発覚した場合は JAS 法等により罰則が科せられていた。今後は、国が認めた消費者団体（適格消費者団体）も違反を犯した業者に対して、差止を請求できる仕組みが新たに追加される。ただし、消費者団体が表示の偽装をどこまで見破ることができるのかといった指摘もある¹⁷。

（3）文字サイズ（ポイント数）の拡大

新たな制度案では、高齢化社会の進行に対応し、表示を高齢者にも見やすいものにするとの観点から文字サイズの拡大も検討されている¹⁸。しかしながら、表示される文字を大きくすることは、その反面、表示内容の削減や簡素化につながるのではないかとの懸念もある。「消費者利益より事業者利益優先」の面が強いとの指摘や¹⁹、表示の充実を目指す国際的な流れに逆行しているとの意見もある²⁰。

Ⅲ 残された主な課題

食品表示法案が提出された時点（平成 25 年 4 月 5 日）では、結論が先送りにされた論点も多く、今後の検討課題となっている²¹。

1 中食・外食、インターネット販売等の取扱い

量り売りされる惣菜などの中食や外食店で提供される料理、またインターネットを介して販売される食品の表示の取扱いについては、改めて別の場で検討されることになった。

社会構造の変化により食の外部位化が進み、利用される機会も多い中食・外食は、調理方法や盛り付けにより内容にばらつきが出ることや、その場で消費者が店員に中身を確認できること、また表示に相当なコストが掛かることなどから、食品表示の対象とはなっていない。平成 24 年 8 月にまとめられた食品表示一元化検討会の報告書では、まずはアレルギー成分の表示について、実施に向けた環境整備を進めることが適当だとしている。

インターネット販売の場合には、消費期限など商品 1 個ごとに異なる表示事項の義務付けが困難だとされている。問い合わせ用のメールアドレスが記載されるなど不明な点を販売者等に確認できる仕組みがあることや、販売実態も多様であることなどから、現在は表示制度の対象となっていない。

2 遺伝子組換え食品、食品添加物の表示

遺伝子組換え食品の表示義務付け拡大も、消費者団体等から要望が多い事項ではあるが、今後の検討課題だとして見送られた。

¹⁷ 「食品の偽装表示差し止め 消費者団体に請求権 法案提出へ」『朝日新聞』2013.3.9.

¹⁸ 現行では、原則 8 ポイント以上とされている。

¹⁹ 垣田達哉「食品表示の改悪か？ 大きくすれば何かを削り、情報は隠される」『金曜日』20(33), 2012.9.7, p.41.

²⁰ 山根香織「食品表示一元化検討会を終えて」『消費者法ニュース』93, 2012.10, pp.285-289.

²¹ 消費者庁 前掲注(12)や「食品表示ルール統一 閣議決定 消費者、理解容易に」『日本経済新聞』2013.4.5, 夕刊等を参照。このほか、検討会で座長を務めた池戸重信氏（宮城大学特任教授）の論文（池戸重信「食品表示一元化検討会報告書を読み解く」『豆類時報』69, 2012.12, pp.4-15）等も参照した。

遺伝子組換え食品については、食品衛生法と JAS 法により、特定の食品を対象に表示が義務付けられている。また、遺伝子組換え作物を使用していない旨を任意で表示することができる。現在、表示義務の対象となっているのは 8 つの農作物と 33 の加工食品群で、これら品目の拡大を検討することが「消費者基本計画」に盛り込まれている。

なお、しょう油などのように、原料の大豆に組み込まれた遺伝子が加工の段階で分解される加工食品については、現在表示の義務はない。また、意図しない遺伝子組換え作物の混入が 5%以下であれば表示義務はない。

一方、食品添加物の表示方法についても、今後改めて別の場で検討されることになった。我が国では現在、複数の物質が使用されていても、物質名ではなく「酸味料」や「乳化剤」などの用途を表わす「一括名」だけを表示すればよい「一括名表示」が認められている。近年、クエン酸ナトリウムなど一括名では「**ph** 調整剤²²」となる物質が、食品の変質を防ぐ目的で利用されている。実際には、変質を防ぐという保存の目的で利用されているが、用途名の「保存料」ではなく「**ph** 調整剤」として表示されることで、「保存料不使用」等の表示が用いられているケースがあり問題視されている²³。

また、一括名表示では、複数の物質が使用されていても「一括名」のみを表示すればよいことから、消費者が食品表示を見ただけでは、どのような物質が何種類使用されているかを知ることができないとの批判もある²⁴。

3 加工食品の原料原産地表示

加工食品の原料原産地表示の対象拡大についても結論が先送りにされ、別の場で検討される事項となった。

現在は、JAS 法の加工食品品質表示基準により 22 食品群及び個別の 4 食品に原料原産地の表示が義務付けられており、対象品目の拡大を着実に実施することが「消費者基本計画」や「食料・農業・農村基本計画²⁵」（平成 22 年 3 月）に盛り込まれている。義務表示の対象品目を選定する現行の要件は、①原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品の品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目で、②製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が 50%以上である商品に表示の義務付けを行うとしている。

今後は、この選定要件自体の見直しも含めて検討されることになる。この問題に関しては、主に対象の拡大を求める生産者団体等²⁶と拡大に消極的な食品事業者の間で同様の議論が長年にわたり繰り返されてきた²⁷。また、消費者団体の中にも制度の見直しに慎重な組織もあり、現在も議論が続いているところである²⁸。

²² 食品の、酸性又はアルカリ性の度合いを調整するために使用される添加物。

²³ 「食品表示の裏側 一元化問題を考える 上 添加物と使用目的 併記を」『毎日新聞』2012.5.14；「どうなる？食品表示 1 分かりにくさ 見直しへ」『読売新聞』2012.5.23。

²⁴ 中村幹雄「食品表示一元化をめぐる」『消費者法ニュース』93, 2012.10, pp.276-277 等を参照。

²⁵ 農林水産省「食料・農業・農村基本計画」（平成 22 年 3 月）
<http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/pdf/kihon_keikaku_22.pdf>

²⁶ 「論説 原料原産地表示 拡大は食べる側の権利」『日本農業新聞』2012.7.12 等を参照。

²⁷ 立石幸一「加工食品の原料原産地表示拡大を阻む壁」『消費者法ニュース』93, 2012.10, pp.300-302；「論説 原産地表示棚上げ 求められる「政治主導」」『日本農業新聞』2012.7.26。

²⁸ 「加工食品の原料原産地表示 品目拡大めぐり議論再燃」『産経新聞』2012.12.21；「加工食品表示どう拡大 制度見直し消費者団体も二分」『読売新聞』2013.2.7。

IV 諸外国の食品表示制度の動向

1 世界的な改善の方向性

食品の表示制度は、各国の歴史や食品製造業の状況、食品流通の構造を反映しており、一概に優劣をつけることは難しい。しかしながら、我が国の食品表示制度全般について、諸外国と比較した際に十分ではないとの指摘もみられる²⁹。

我が国の食品表示基準は、国際的な政府間機関のコーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission: CAC）³⁰が定める規格（一般に「コーデックス規格」などともよばれる）に準拠している。コーデックス規格は、同委員会に加盟する多数の途上国にも適応される基準となっており、先進国をはじめとする多くの国では、この規格を上回る基準が設けられているとされる。

世界的な食品表示の改善は、①特徴的な原材料や重要な原材料を、添加の水分量も含めて%で表示する、②分かりやすい栄養成分表示をし、1日に必要な量に占める割合を示すという方向に進んでいるといわれる³¹。

①の原材料を量的に表示する制度では、EU や韓国のほか、ブラジル、アルゼンチン、マレーシアなどでも同様の制度が実施されている。

②の栄養成分表示については、2004年にWHOが「食事、運動と健康に関する世界戦略³²」を発表したことを契機に、以前より義務化していた米国に続き、南米諸国、インド、韓国、カナダ等でも義務化が進んだ。また、コーデックス委員会のガイドライン³³においても、包装食品の栄養表示について、これまで任意だったのを原則義務とするよう2012年に修正がなされている。

2 諸外国の事例

これら世界的な食品表示制度の改善の方向性を踏まえ、諸外国における事例としてEUと米国、また隣国の韓国の制度について簡単に紹介する（巻末の表3）。

（1）EU

EUでは、2000年から加工食品の特徴的及び重要な原材料について%で表示する、原材料の量的表示制度（Quantitative Ingredients Declaration: QUID）が実施されている。この制度では、原材料を重量の多い順に表示し、5%を超える水分量のほか、加工食品を特徴づけるよ

²⁹ 例えば、原材料で使用される水分量の表示がないことや食品添加物における一括名表示などに対して、不満の声も出ている（神山美智子「私たちは何を食べているのか？ 消費者のための食品表示の行方」『世界』837, 2012.12, pp.232-238; 藤田哲「世界に遅れたままの日本の食品表示制度」『消費者法ニュース』93, 2012.10, pp.271-275等を参照）。

³⁰ コーデックス委員会は、FAO（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機関）が1963年に設置し、我が国は1966年に加盟した。現在、消費者庁は主に食品表示部会（CCFL）と栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）に参加している。

³¹ 藤田哲「5 食品の偽装と世界各国の食品表示」日本フードスペシャリスト協会編『食品の表示—国内基準から国際規格まで—』建帛社、2011, pp.79-95等を参照。

³² World Health Organization, “Global Strategy on Diet, Physical Activity and Health.”
<<http://www.who.int/dietphysicalactivity/en/>>

³³ Codex Alimentarius Commission, “GUIDELINES ON NUTRITION LABELLING CAC/GL2-1985.”
<http://www.codexalimentarius.org/download/standards/34/CXG_002e.pdf>

うな原材料である食肉、魚介類、野菜などについては重量比を%で表示する。

遺伝子組換え食品については、すべての食品が表示の対象となっている。また、流通の過程や技術的な問題で遺伝子組換え作物の混入が避けられない場合に表示が免除されるが、その混入率が我が国では「5%以下」であるのに対し、EUでは「0.9%未満」と厳しい基準となっている³⁴。

また、2011年12月には食品表示に関する新たな規則「消費者に対する食品情報の提供に関する規則」(EU) No1169/2011³⁵を施行した³⁶。この規則は、現行の一般食品表示指令2000/13/EC³⁷等に代わるもので、EUの域内流通を円滑にする機能を維持しながら、より消費者保護の観点で見直したものだといわれている³⁸。

新たな規則における、現行制度からの主な変更点は以下のとおりである。

①栄養表示義務の導入

包装食品に対して、熱量、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、たんぱく質、糖質、塩分の各量の表示を義務付け、表示の方法についても細かく規定する³⁹。

②表示方法の規定

食品情報を表示するための文字のフォントサイズの最低値を導入する。

③原産国表示の義務付け拡大

従来の原産国表示は、表示がなければ消費者が誤認するおそれがある食品(生鮮牛肉、果物、野菜、はちみつ、オリーブ油など)が対象であったが、これを生鮮・冷蔵・冷凍の豚肉、羊肉・山羊肉、家きん類の肉まで拡大する。

④その他の規定

アレルギー誘発物質を必ず表示し、他の成分よりも目立つ活字で強調する。包装食品だけでなく、最終消費者に販売される未包装の食品も対象とする。

³⁴ 本田伸彰「遺伝子組換え作物をめぐる状況」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』686号, 2010.8.3, pp.10-11等を参照。<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/pdf/0686.pdf>>

³⁵ “REGULATION (EC) No 1169/2011 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2011 on the provision of food information to consumers, amending Regulations (EC) No 1924/2006 and (EC) No 1925/2006 of the European Parliament and of the Council, and repealing Commission Directive 87/250/EEC, Council Directive 90/496/EEC, Commission Directive 1999/10/EC, Directive 2000/13/EC of the European Parliament and of the Council, Commission Directives 2002/67/EC and 2008/5/EC and Commission Regulation (EC) No 608/2004,” *Official Journal of the European Union*, L304, Volume 54, 22 November 2011, pp.18-63.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:304:0018:0063:EN:PDF>>; 日本貿易振興機構「新食品ラベル規則の概要」『ユーロトレンド』2011.12.

<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000782/eu_food_label.pdf> なお、表示が義務付けられているのは次の12項目。①食品名、②食品の正味量、③一部食品の原産国表示、④成分リスト、⑤賞味期限や使用期限、⑥使用法(説明が必要な場合)、⑦アレルギー誘発物質、⑧特別な保管条件や使用条件、⑨実際のアルコール度数(度数が1.2%を超える飲料の場合)、⑩特定成分の分量や成分の区分、⑪食品事業者の名称・住所、⑫栄養表示。

³⁶ 規則の発効には、欧州委員会が提案を出してから4年近くの歳月が掛かったが、これは業界団体からの要望や反対意見が多かったためだとされる(日本貿易振興機構 同上)。

³⁷ “DIRECTIVE 2000/13/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 March 2000 on the approximation of the laws of the Member States relating to the labelling, presentation and advertising of foodstuffs,” *Official Journal of the European Communities*, L109, Volume43, 6 May 2000, pp.29-42. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2000:109:0029:0042:EN:PDF>>

³⁸ 植月献二「EUの新しい食品表示規則」『外国の立法』No.253, 2012.9, pp.3-16等を参照。

<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3531901_po_02530002.pdf?contentNo=1>

³⁹ ただし、単一の成分からなる未加工の食品や香料など19品目の食品については、表示義務の対象から除外されている。

なお、規則が実際に実施されるのは2014年からで、栄養表示の義務化については2016年からの実施と、猶予期間が設けられている。

(2) 米国

米国の食品表示制度は、連邦食品医薬品化粧品法 (Federal Food, Drug and Cosmetic Act: FFDCA) や公正包装表示法 (Fair Packaging and Labeling Act: FPLA) 等により規定され、食品医薬品局 (Food and Drug Administration: FDA) が主に管轄している⁴⁰。

食品表示の項目としては、名称や内容量のほか、原材料名、栄養表示、生鮮食品の原産国などが義務表示で、加工食品の消費期限や遺伝子組換え食品⁴¹、有機食品に関する事項は任意の表示となっている。食品添加物は、使用したすべてを表示するが、加工助剤とキャリーオーバーの添加物⁴²の表示は免除される。

また、1990年に制定された栄養表示教育法 (Nutrition Labeling and Education Act: NLEA) により、ほとんどの食品に標準化された栄養情報表示 (Nutrition Facts) の記載が義務付けられているほか、栄養成分の強調表示などが認められている。

栄養成分表示のうち、必須の事項は熱量、脂肪由来の熱量、脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、コレステロール、ナトリウム、炭水化物、食物繊維、糖質、たんぱく質、ビタミン A 及び C、カルシウム、鉄分で、任意として、1 不飽和脂肪酸、多価不飽和脂肪酸、カリウムを表示することができる。

(3) 韓国

韓国では、食品衛生法により食品の表示が規定されている⁴³。生鮮食品や加工食品、健康機能食品について、義務や任意での表示事項が定められている。名称や内容量、原材料名のほか、特に加工食品では遺伝子組換え食品 (遺伝子組換え作物を3%以上含有する場合)、有機食品、アレルギーなどが義務表示の対象となっている。原材料の表示では、すべての原料を重量順に記載し、水については5%以上添加した場合に表示の必要がある。また、食品添加物については、物質名と用途を併記する。我が国のような一括名表示による物質名の省略は認められず、使用した物質名をすべて記載することになっている。

加工包装食品では、栄養成分表示が義務化されている。表示の対象となる成分は、熱量、炭水化物 (糖質)、たんぱく質、脂肪酸 (飽和脂肪酸、トランス脂肪酸)、コレステロール、ナトリウム、その他強調しようとする栄養成分である。

韓国では、我が国と比較して食品の法律違反に対する取締りが厳しいといわれ、食品衛生法の違反が証明された場合、懲役又は罰金刑が科せられる。

⁴⁰ 米国の食品表示制度については、以下の資料等を参照。山口由紀子「第5章 アメリカ」『消費者の安心・安全確保に向けた海外主要国の食品に関する制度に係る総合的調査』内閣府国民生活局，2009，pp.183-228。<http://www.consumer.go.jp/seisaku/caa/kokusai/file/foodpolicy/05_usa.pdf>; 藤田哲「革新が進む世界の食品表示 主要国の動向(4) 第2部 海外主要国の食品表示制度の概要」『食品と科学』53(1), 2011.1, pp.79-83。

⁴¹ 米国では、遺伝子組換え作物が従来の農産物と比較しても同じくらい安全だとみなせるとし(「実質的同等性」という)、遺伝子組換え食品の表示を義務化する制度はない。

⁴² 最終食品そのものの製造や加工の段階では使用されないものの、食品の原材料の製造や加工の過程で使用され、最終食品では効果が現れるよりも明らかに少ない量で含まれる添加物のこと。

⁴³ 韓国の食品表示制度については、以下の資料等を参照。藤田哲「第8章 韓国」『消費者の安心・安全確保に向けた海外主要国の食品に関する制度に係る総合的調査』内閣府国民生活局，2009，pp.389-410。<http://www.consumer.go.jp/seisaku/caa/kokusai/file/foodpolicy/08_korea.pdf>; 同「革新が進む世界の食品表示 主要国の動向(7) 第2部 海外主要国の食品表示制度の概要」『食品と科学』53(4), 2011.4, pp.76-83。

おわりに

今回提出された食品表示法案は、煩雑な食品表示制度を、消費者により分かりやすくするための第一歩ともいえる。ただし、上で見てきたとおり先送りにされた事項や残された課題は多い。また、消費者と事業者間の意識の違いも、平行線のままである。

今後、法案が成立すれば公布を経て、内閣府令で定められる事項の検討も進められることになる。新たな食品表示制度の形が次第に見えてくるだろうが、消費者庁には変更に伴うメリットやデメリットも含め、引き続き消費者と事業者双方への丁寧な説明が求められるであろう。

表3 我が国と諸外国の食品表示制度の比較

	日本	EU	米国	韓国
加工食品の原料原産地表示	22 の食品群及び個別の 4 食品が対象。食品群については、50%以上を占める原材料について原産地を表示。	表示がなければ消費者の誤解を招くオリーブ油等が対象。その他は任意。	加工食品には適用されない。	258 品目の加工食品が対象。特定の原材料が 50%を超えるものは 1 つだけ表示。それ以外は上位 2 位までを表示。
原材料の量的表示	使用した割合が多い順に表示。水分表示の必要はない。	すべての原材料を多い順に表示。5%以上の添加水分は、重量比を%で表示する。	水も含めて原材料を重量順に個々に記載。重量が 2%未満の原材料については、その旨が分かる記載をリストの最後に入れる。	すべての原料を重量で多い順に記載。重要・特徴的な原料は%表示。5%以上の水も記載する必要がある。
遺伝子組換え作物	8 つの農産物及び 33 の加工食品群が対象。表示義務のない故意ではない混入率は 5%以下。	すべての食品が対象。表示義務のない故意ではない混入率は 0.9%未満。	任意表示。	生鮮食品は必須。加工食品では、原料に 3%以上含まれている場合に必須となる。
食品添加物	原則使用したすべての物質名と用途名を併記する。ただし、加工助剤等の表示義務はない。数種類の物質の組み合わせで用いられる添加物は、一括名での表示が認められている。	使用したすべてを表示する。ただし、加工助剤等は表示義務がない。	承認を受けた保存料を食品に添加する場合、原材料の一般名又は慣用名及び機能を記載する。加工助剤等の表示義務はない。	すべての食品添加物の、物質名と用途を併記して表示。キャリアオーバーの添加物は、表示義務がない。
栄養成分の義務表示	新たな表示制度により義務化の見込み。	2011 年に義務化を公表、2016 年から実施の予定。	1994 年から義務化。	2006 年から義務化。

(出典) 消費者庁「食品表示をめぐる主要な論点」(平成 23 年 11 月)、同「食品表示制度をめぐる事情」(平成 23 年 9 月)等を基に筆者作成。